

出店概要書の提出について

宮前区民祭実行委員会では、区民祭における衛生管理を厳重に行い、食中毒の発生を未然に防止していきたいと考えております。

屋外での食品の取扱いは、直射日光や風雨による影響を受けやすいことや水場などの設備が簡易的であることから、衛生管理が不十分だと大きな事故を引き起こしかねません。

食品を取り扱う出店については、1・2の各項目を御確認いただき、出店概要書を作成のうえ、御提出ください。

1 営業許可・届出について（食品衛生法の遵守）

仮設店舗（テント等）での短期的な食品の取扱いであっても、営業にあたる出店者の方は取り扱う食品の内容に応じて営業許可又は届出が必要です。裏面のフローチャートを確認※いただき、営業にあたる場合で未許可・未届出の方は適切な対応をお願いします。

※宮前区民祭は地域行事に該当しますので、御自身の出店形態や頻度をもとに御判断ください。

2 取扱食品について

（1）調理を行う場合

下の表のとおり※の出店内容としてください。

品 目	品目数
・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品 ・調理工程が簡単な食品 ✓ 氷を単純な構造の器具で削る等して、シロップ等をかけたいわゆるかき氷 ✓ 市販品を注ぐ（マドラー等の単純な構造の器具を用いて混合することを含む）、水や湯で抽出する（単純な構造の器具を使用するものに限る）等の飲料 ✓ 非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と合わせただけの食品	・1品目 ✓ 同一種の器具及び同一の工程で調理するもの ✓ 混合せずに注ぐのみの清涼飲料水及び酒類は現地で調理する食品と同時提供可能。単純に注ぐ構造であれば、サーバーの使用も可能。

※令和5年7月1日から品目数の規制・指導内容について、次のとおり一部緩和がありました。

①テント内を台等で分けして必要な設備（給排水タンク・蓋付きゴミ箱等）をそれぞれに設置すれば、各区画で1品目の取扱いが可能になりました。

②同じ調理工程であれば、異なるメニューでも1品目として取扱可能になりました。

（例）冷凍食品の「唐揚げ」「フライドポテト」をフライヤーで揚げる。

市販品や既製品の味違いのカレー複数種類を、それぞれ鍋で温める。

③食べ物と同時に提供する飲み物として、開缶開栓してそのまま渡すものに加えて、混合せずに注ぐもの（サーバーの使用も可）も取扱可能になりました。

（2）包装食品の販売を行う場合

適切に表示がされた食品を、その食品の保存温度を守って販売してください。

なお、出店概要書は記入例をよく御確認のうえ御記入ください。記入方法で御不明な点がありましたら、下記衛生課あて御相談ください。

参考 川崎市ホームページ「行事における食品の提供について」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140232.html>

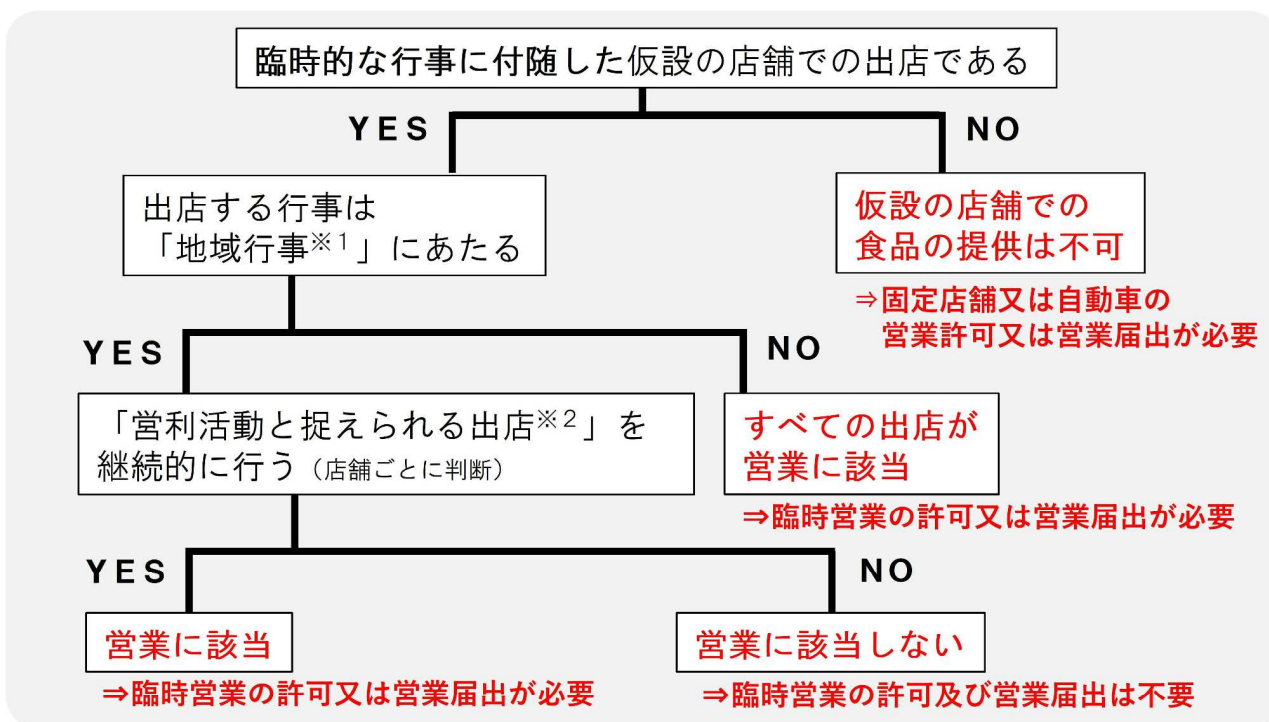


※出店概要書を期日までに提出いただけない場合や、出店概要書に記載された食品の取扱いが参加申込時の内容と異なる等参加申込要領の資格を満たしていない場合などは、出店を取り止めていただくことがございますので御留意ください。

「出店概要書」の記載方法に関する問合せ先
宮前区役所衛生課 電話 044-856-3272

□ 行事出店における営業許可・届出の要否について

・出店者は、以下のフローチャートにより出店が営業にあたるかを判断してください。



※1 地域行事（行事の日数は1回当たり3日以内、回数は年4回以内）

- ① 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）
- ② 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）
- ③ ②以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）
- ④ 神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）
- ⑤ 商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）
- ⑥ 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）
- ⑦ 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）
- ⑧ 企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

※2 営利活動と捉えられる出店

- ①同様の形態で複数の行事に出店する
- ②施設の屋号を掲げる
- ③主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等の出店形態